瀬戸内・松山ツーリズム推進会議　旅行商品造成助成金交付要領

（主旨）

第１条　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、関係する経路を利用し、松山市・広島市・呉市・廿日市市（以下「瀬戸内・松山地域」という。」）の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品（以下「旅行商品」という。）の造成を促進するため、予算の範囲内において、旅行商品造成助成金（以下、助成金という。）を交付する。

（助成対象者）

第２条　この助成対象者は、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

（助成対象旅行商品）

第３条　助成の対象となる旅行商品は、募集型の企画旅行（旅行業法第２条第１項第１号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行で参加者を募集することにより実施するものをいう。）で、以下の各号の要件をすべて満たし、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議会長（以下「会長」という。）に助成金を申請後、会長が承認した旅行商品とする。

（１）瀬戸内・松山地域内での宿泊を伴う商品であること。ただし、瀬戸内・松山地域のみを旅行先とした旅行商品に限らず、同地域を含む中国・四国地区の総合商品も対象とする。

（２）パンフレット・ウェブサイト等の情報発信手法・規模の集客宣伝効果が高いと認められること。

（３）瀬戸内・松山地域の各市への送客人数、延べ宿泊者数が実績報告時に報告可能であること。

（４）次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

　　ア　企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの（宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするもの、並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの）

　　イ　パンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文書、写真等が記載・掲載されていないもの

　　ウ　その他、会長が不適当と認めるもの

（助成金額）

第４条　助成金の額は、１つの旅行商品の参加者の実績に応じて、延べ宿泊者数×５００円（上限２００，０００円）とする。ただし、延べ宿泊者数が２０人泊未満のものは対象としない。

２　前条により規定する要件を満たし、かつ、前項で算出した額に各種加算額（別表１及び２）を加算した額とする。

1. 松山市への延べ宿泊数が一定の基準を超えるもの（別表１）
2. 松山市の宿泊に加え、広島地域（広島、廿日市、呉市）での宿泊も伴う２泊３日以上の旅行商品（別表２）
3. 広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運航するクルーズフェリー又はスーパージェット）を利用した行程を組み込んだもの（別表２）
4. 西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程を組み込んだもの（別表２）

（５）造成した旅行商品の出発地が中四国、福岡、大分のいずれかを対象とするもの（別表２）

（６）鹿島、中島、興居島、北条、三津浜のいずれかの地域をパンフレット・ウェブサイト等の集客媒体の一部で紹介、または旅行商品の行程に組み込んでいるもので、松山市内の周遊を促すもの（別表２）

　（７）「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした旅行商品で、パンフレット・ウェブサイト等の集客媒体にモデルコースを掲載しているもの（別表２）

３　助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する。）。

（助成の制限）

第５条　助成金については、１造成箇所（１つの旅行業者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第６条の助成金対象期間区分ごとに、１旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

（助成金対象期間）

第６条　助成金対象期間は、次に定める期間とし、出発日（出発日が一定期間に渡る募集型企画旅行の場合はその開始日）を基準に、どの期間に属するかを決定する。

（１）上期　４月１日から９月３０日

（２）下期　１０月１日から３月３１日

（助成金の交付申請）

第７条　助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて会長に提出するものとし、提出時期は原則として、出発日（出発日が一定期間に渡る場合はその開始日）の２週間前までとする。

　２　助成金交付申請書に添付すべき関係書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）旅行商品企画書

（２）旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に、速やかに提出すること。）

（３）その他会長が必要とみとめるもの

（助成金の交付決定）

第８条　会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第９条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

２　会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成事業変更（中止）承認書（様式４号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　助成事業者は、助成事業終了後３０日以内に（下期においては、旅行商品の設定期間終了後３０日以内又は当該年度３月３１日のいずれか早い日までに）、助成事業実績報告書（様式第５号）に宿泊施設別実績内訳書（様式任意）を添えて、会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第１１条　会長は、前条に規定する助成事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第６号）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第１２条　前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、請求書を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第１３条　助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第１４条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）その他会長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　会長は、第１項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

１　この要領は、２０１８年１２月１日から施行し、２０１９年４月１日以後の新規又は改訂版の対象旅行商品について適用する。

２　瀬戸内・松山ツーリズム推進会議　旅行商品造成促進等事業実施要領（２０１７年１２月１日施行）は２０１９年３月３１日をもって廃止する。

附則（令和２年４月１日）

１　この要領は令和２年４月１日から適用する。

附則（令和３年４月１日）

１　この要領は令和３年４月１日から適用する。

別表１　大規模送客加算額

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ宿泊者数 | 加算額 |
| ４０１人　～　６００人 | ３０，０００円 |
| ６０１人　～　１，０００人 | ５０，０００円 |
| １，００１人以上 | １００，０００円 |

別表２　各種加算額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算名称 | 対象要件 | 加算額 |
| 松山・広島連泊加算 | 松山市宿泊に加え、広島地域（広島市、廿日市市、呉市のいずれか）宿泊を伴った２泊３日以上の行程 | ３０，０００円 |
| 航路加算 | 広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運航するクルーズフェリー又はスーパージェット）を利用した行程 | ２５，０００円 |
| ＪＲ加算 | 西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程 | ２５，０００円 |
| 近隣県加算 | 造成した旅行商品の出発地が中四国、福岡、大分のいずれかを含むもの※対象の地域以外を含んでいる場合は、加算の対象とならない。 | ２０，０００円 |
| 地域周遊加算 | 鹿島、北条地区、三津浜地区のいずれかの地域をパンフレット・ウェブサイト等の集客媒体の一部で紹介しているもの、または旅行商品の行程に組み込んでいるもので、松山市内の周遊を促すもの※パンフレットへの掲載は、写真、紹介文、交通アクセスを掲載することを条件とするが、掲載サイズや文量等は指定しない。 | ２０，０００円 |
| テーマ加算 | 「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容であるもの※集客媒体がウェブサイトの場合は、ランディングページ作成回のみの適用とし、以降の申請については加算の対象としない。 | 瀬戸内・松山地域以外の内容を含む場合 | ３０，０００円 |
| 瀬戸内・松山地域の内容のみの場合 | ８０，０００円 |